

法面保護工の植生工に関する特記仕様書

1 目的及び適用

本特記仕様書は、本工事の法面保護工における植生工について、施工後の生育判定に関し必要な事項を定めるものであり、本特記仕様書に定めがない事項については、農林土木共通仕様書（平成 21 年静岡県告示第 236 号）によるほか、関係法規、指針等に基づくものとする。

2 生育判定の実施

本工事は、法面保護工等の植生工施工後に、別添要領に基づく生育判定を実施する。

3 その他

本特記仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

植生工生育判定実施要領

制定 平成 20 年 1 月 22 日

改正 平成 22 年 3 月 4 日

1 目的及び適用

本要領は、林道工事の法面保護工における植生工（再施工を含む）について、施工後の生育判定に関し必要な事項を定めるものである。

2 生育判定

(1) 生育判定の目安

施工後の生育判定は、下表を目安として行うものとする。

評 価	判 定 時 の 植 生 状 態
A	植被率が 70%以上である。
B	植被率が 70%以下である。
判定保留	植被率は 70%程度以下であるが、生育が遅く、今後、吹付材料による植被率の向上が見込める。

※ 施工後に異常気象があった場合等はこの限りではない。
出典根拠：「道路土工のり面工・斜面安定工指針」（財）日本道路協会）の一部

(2) 生育判定の時期

生育判定の時期は下表を目安として行うものとする。

施 工 時 期		判 定 時 期
春 期	3～5 月	施工後 90 日
夏 期	6～8 月	10 月～11 月中旬
秋 期	9～10 月	翌年 6 月初旬
冬 期	11～2 月	翌年 7 月初旬

(3) 事務処理手順

ア 請負者調査

請負者は、植生工を施工した全箇所について、2 に定める生育判定を実施し、別記調査表を作成し状況写真とあわせて発注者に提出する。

イ 発注者調査

発注者は、請負者から調査表が提出されたら直ちに調査を実施することとし、調査は、請負者の立会いのもと、原則として林道事業担当課長が行うものとする。

この際、第2回以降の請負者の立会は、必要に応じて求めるものとする。

林道事業担当課長以外が調査を実施した場合は、林道事業担当課長が確認を行うものとする。

現地調査は必須とし、箇所を選定にあたっては、請負者調査の結果から植被率を考慮して調査箇所を決定する。

調査結果は別記調査表に記入し、評価「判定保留」の箇所がある場合は、「A」または「B」と評価されるまで継続して調査を実施することとし、1年以内に判定を決定する。

ウ 調査結果の保存

調査表は、工事関係書類とともに保存する。

別記

植生工の成育状況調査表

植生工の成育状況調査表										確認者 職氏名	印
工事名	請負者		特記事項								
調査日	①請負者調査	令和 年 月 日	請負者調査者 氏名		印						
	②発注者調査(第1回)	令和 年 月 日	発注者調査者 職氏名		印						
			請負者調査者 氏名		印						
	③発注者調査(第2回)	令和 年 月 日	発注者調査者 職氏名		印						
			請負者調査者 氏名		印						
	④発注者調査(第3回)	令和 年 月 日	発注者調査者 職氏名		印						
			請負者調査者 氏名		印						
	法面 No.	工 種	施工日	①		②		③		④	
		令和 年 月 日	植被率(%)	評 価	植被率(%)	評 価	植被率(%)	評 価	植被率(%)	評 価	
		令和 年 月 日									
		令和 年 月 日									
		令和 年 月 日									
		令和 年 月 日									
		令和 年 月 日									
		令和 年 月 日									
		令和 年 月 日									

※留意事項: 1 調査は施工した法面単位(工法、種類、法面の形状等によって適宜判断する。)に行う。
 2 工種欄には、種子吹付工、客土吹付工(厚さ)、厚層吹付工(厚さ)等を記入する。
 3 植被率は目視により10%単位に判断する。(植被率:地山または盛土における土砂面が、緑化によって覆われている率)
 4 判定は要領2に基づき行う。
 5 特記事項には、必要に応じて異常気象の有無や獣害の有無のほか、判定につながる事項を記入する。
 6 請負者調査は、当該工事の現場代理人または主任技術者等が行う。